

札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

札幌市長 上田 文雄

札幌市条例第 60 号

札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例

札幌市生活環境の確保に関する条例（平成 1 4 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 1 5 条を次のように改める。

（公表）

第 1 5 条 市長は、第 1 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による環境保全行動計画書の提出があったとき、及び同条第 4 項の規定による環境保全行動報告書の提出があったときは、その内容を公表するものとする。

(2) 第 2 5 条を次のように改める。

（公表）

第 2 5 条 市長は、第 2 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による自動車使用管理計画書の提出があったとき、及び同条第 3 項の規定による自動車使用管理実施報告書の提出があったときは、その内容を公表するものとする。

(3) 第 2 8 条の 2 中「。以下この章において同じ」を削り、「増築又は改築（以下「」を「改築、増築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 7 2 条に規定する空気調和設備等をいう。）の設置若しくは改修（以下「建築物の」に、「建築主」を「建築主等」に改め、「当該建築物」の次に「又は空気調和設備等（以下単に「建築物」という。）」を加える。

(4) 第 2 8 条の 4 第 1 項中「規則で定める規模以上の建築物の建築主」

を「建築主等であって規則で定める建築物の新築等を行う者」に改め、同条第2項第1号中「建築主」を「建築主等」に改め、同条第3項中「第1項に規定する建築主以外の者であって規則で定める規模以上の建築物の建築主」を「建築主等であって規則で定める建築物の新築等を行う者（第1項に規定する者を除く。）」に改める。

(5) 第28条の5中「建築主（）」を「建築主等（）」に、「計画書提出建築主」を「計画書提出建築主等」に改める。

(6) 第28条の6を次のように改める。

第28条の6 削除

(7) 第28条の7の見出し中「完了」を「完了等」に改め、同条中「計画書提出建築主」を「計画書提出建築主等」に改め、「完了した」を「完了し、又は取りやめた」に改める。

(8) 第28条の9（見出しを含む。）中「計画書提出建築主」を「計画書提出建築主等」に改める。

(9) 第28条の10第1項中「当該建築主」を「当該建築主等」に改め、同項第1号及び第2号中「建築主」を「建築主等」に改め、同項第3号中「計画書提出建築主」を「計画書提出建築主等」に改め、同条第3項中「建築主」を「建築主等」に改める。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の第28条の4から第28条の10までの規定は、この条例の施行の日から起算して21日を経過した日以後に修繕又は模様替の工事に着手する建築物及び設置又は改修の工事に着手する空気調和設備等について適用する。